

---

# 定 款

---

名 称 日本駐車場開発株式会社

---

令和4年10月27日改定

---

## 日本駐車場開発 定款

### 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、日本駐車場開発株式会社と称し、英文では NIPPON PARKING DEVELOPMENT Co.,Ltd.と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 駐車場の経営
2. 不動産の賃貸、管理
3. 広告宣伝の企画、制作
4. 損害保険代理業
5. 宅地建物取引業
6. 経営に関するコンサルティング
7. 有価証券の取得及び保有
8. 自動車の有償貸渡し業
9. 警備業
10. 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。

(公告の方法)

第5条 当社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

### 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,256,472,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規程による。

### 第3章 株主総会

(基準日)

第12条 当社は、毎年7月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(招集)

第13条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後一定の時期にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じ随時これを招集する。

(招集者及び議長)

第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第 15 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項の規定による株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 16 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証明する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(電子提供措置等)

第 17 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務 省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### 第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 18 条 当社の取締役は 15 名以内とする。

(選任決議)

第 19 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任については、累積投票によらない。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 21 条 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。

2. 取締役会の決議をもって、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会)

- 第22条 取締役会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。
2. 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
  3. 取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。
  4. 取締役会の運営その他に関する事項については、法令及び本定款のほか、取締役会の定める取締役会規程による。

(報酬等)

- 第23条 取締役の報酬及びその他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議をもって定める。

(取締役の責任限定契約)

- 第24条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、業務執行取締役等でない取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

(員数)

- 第25条 当会社の監査役は4名以内とする。

(選任決議)

- 第26条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(任期)

第 27 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常勤監査役)

第 28 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

(監査役会)

第 29 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前に各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 監査役会の運営その他に関する事項については、法令及び本定款のほか、監査役会の定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 30 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。

(補欠監査役)

第 31 条 当社は、法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下予選という）することができる。

2. 補欠監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

3. 予選の効力は、当該選任のあった株主総会后最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。

4. 予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(監査役の責任限定契約)

第 32 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第 6 章 計算

(事業年度)

第 33 条 当社の事業年度は、毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日までとする。

(剰余金の配当)

第 34 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。

2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年1月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 35 条 期末配当及び中間配当が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

#### 附 則

第 1 条 定款第 17 条(電子提供措置等)の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 17 条(参考書類等のインターネット開示)はなお効力を有する。

2. 本附則は、2023 年 3 月 1 日または前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以 上